

実務経歴証明書

①令和〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事

岐阜県指定登録機関

公益社団法人岐阜県建築士会様

②	証明者 〇〇県 〇〇市 〇〇部長 登録 太郎
③	建築士事務所登録番号 ----- 二級・木造は登録都道府県名等 建築士登録番号 一級・二級・木造 () -----
④	住所・所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
⑤	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇部〇〇課 免許一郎 担当 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
⑥	申請者が所属する 免許申請者との関係 部署の所属部長

下記の者が申請した ☒二級 ☐木造 建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

⑦ 1. 免許申請者氏名 岐阜 太郎

⑧ 2. 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 2 年 0 月

- ⑨ 建築実務の内容：
- ・〇〇市において、特定空き家等の可能性が高い建築物について、現地調査で老朽度や危険度等のチェック等の業務を担当。(〇件)
 - ・〇〇市における木造住宅耐震改修促進事業において、木造住宅の耐震改修費用の補助申請に関する関係書類の審査の補助、及び完了報告書の審査の補助を担当。(〇件)

⑩

備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

実務経歴証明書 記入要領（行政・独立行政法人の場合）

※ ①～⑩の項目を確認後、□にチェックを入れてください。

※ 記入例を参考にして、黒または青色の万年筆またはボールペン（インクが消せるものは使用不可）を使用し、楷書で丁寧に記入してください。（パソコンを使用する場合は黒字で入力してください。）

注意：実務経歴証明書については、審査にあたり、その筆跡等から（※）、必要に応じて証明者（または担当者）に電話等で確認します。その際、証明者の承諾を得ずに提出したことが判明した場合は、本証明書は無効とするともに、指定登録機関として所要の措置を講じます。

※実務経歴証明書の作成は、PCを活用して入力・出力したものでも、手書きによって記入したものでも構いません。また、証明者が作成したものでも、申請者が作成し、証明者の確認・承諾を得たものでも構いません。

☐ チェック欄

☐ ① 証明年月日

証明を行った年月日を和暦で記入してください。

☐ ② 証明者

行政・独立行政法人の場合、申請者が所属する部署の所属長の氏名を記入してください。

所属長は本庁の場合には部長・課長、出先機関の場合にはその長など、通常証明者となっている適切な権限を有する者としてください。（押印は不要ではありますが）所属長印を有する役職者が証明者であれば問題ありません。）

また、実務経歴証明書を作成する時点で、申請する実務を行った部署等を異動している場合は、異動する前の部署（申請する実務を行った部署等）における現時点の所属長を証明者としてください。

☐ ③ 建築士事務所登録番号及び建築士登録番号

建築士事務所登録番号及び建築士登録番号の記入は不要です。記入漏れとの区別のため、「ー（ダッシュ）」を記入してください。

☐ ④ 住所・所在地

「② 証明者」が所属する行政・独立行政法人の住所・所在地を都道府県から番地まで正確に、ビル名等がある場合はその名称も記入してください。

☐ ⑤ 電話番号

「② 証明者」が所属する行政・独立行政法人で免許申請者と証明者との関係を把握している部署（人事部・直属の部署等）の電話番号を市外局番から記入してください。

審査の段階で、実務経歴証明書の内容等について、お問合せすることがありますので、担当者氏名（フルネーム）、部署名、日中連絡可能な電話番号もあわせて記入してください。

☐ ⑥ 免許申請者との関係

免許申請者と「② 証明者」との関係を記入してください。

☐ ⑦ 免許申請者氏名

免許申請者の氏名を正確に記入してください。

☐ ⑧ 建築実務経験期間の合計

実務経歴書の「建築実務経験期間の合計」欄に記入された期間が、事実と相違ないことを確認したうえで、期間の合計を記入してください。

☐ ⑨ 建築実務の内容

実務経歴書の「実務経験の対象となる業務の内容」欄に記入された内容が、事実と相違ないことを確認し、実施した業務内容について実務経歴書の記載毎に内容を簡潔に記入してください。

実務の内容が複数ある場合は、全て記入してください。(書ききれない場合は書式をコピーし、記入のうえ、添付してください)

☐⑩ 備考

備考1について、勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先毎に実務経歴証明書を作成してください。

備考2について、「使用者その他これに準ずる者」とは、建築実務を行った部署の所属長となります。

備考3について、虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。